

○公証人による実質的支配者に関する情報の取得は、設立時の情報に限られているため、把握できているのは、実質的に全体の3%程度。

公証人による定款認証（面前確認）が必要。
実質的支配者に関する情報 についても申告する

合名会社、合資会社および合同会社
（公証人による定款認証は不要）

法人設立時

株式会社、一般社団・財団法人 約10万（年間）

約4万（年間）

すでに設立済み
288万 法人

（一般社団・財団法人等を含む）